

地区防災計画の提案について

1. 地区防災計画について

平成 23 年に発生した東日本大震災においては、自助、共助の重要性が改めて認識され、平成 25 年の災害対策基本法（以下、「法」という。）の改正により、一定地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画」制度が新たに創設されました。

地区防災計画は、各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を尊重した地域密着型の防災計画であり、作成された地区防災計画は、行政と地域の防災活動の連携をより一層深めることを目的として、市町村地域防災計画に規定することが期待されている。湖南省防災会議は、法第 42 条第 3 項及び第 42 条の 2 に基づき、必要があると認めるときは、地区居住者等が作成する地区防災計画を湖南省地域防災計画に定めることとしている。

○災害対策基本法(抜粋)

第四十二条

1・2（略）

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

○地区防災計画の規定方法

- 1 湖南省防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として市町村地域防災計画に規定する方法（法第四十二条第 3 項）
- 2 地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成し、市町村防災会議に対して提案を行い、その提案を受け湖南省防災会議が、湖南省地域防災計画に地区防災計画を定める方法（法第四十二条の二）

2. 追加する地区防災計画について

令和3年度に新たに位置づける地区防災計画は以下のとおりである。

なお、湖南省地域防災計画本文自体は修正せず、地区防災計画の素案の内容を湖南省地域防災計画に添付する方法により定める。

計画名称	策定年月
岩根西区防災計画	令和3年5月
中山区地区防災計画書	令和3年6月
緑ヶ丘区防災計画	令和3年8月
柑子袋区防災マニュアル	令和3年4月
近江台地区防災計画	令和4年4月（見込）